

函館市監査公表第25号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和元年9月27日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 板 倉 一 幸

函館市監査委員 藤 井 辰 吉

函 福 管

令和元年(2019年)9月18日

函館市監査委員 様

函館市長 工藤 壽樹



平成30年度(2018年度)包括外部監査の結果に基づく措置の
通知について

平成31年(2019年)3月28日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

平成30年度（2018年度）包括外部監査の結果に基づく措置
（特定の事件名 高齢者福祉に関する事務の執行について）

1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
保健福祉部 介護保険課	<p>【介護認定手続全体について】 申請から要介護認定の結果通知までの期間は、法定期間を大きく超過しており、これを短縮することが必要である。</p>	74	<p>申請から要介護認定の結果通知までの期間は、平成29年度（2017年度）39.6日だったものの、平成30年度（2018年度）上期は36.2日とこれまでも短縮に努めているところであります。</p> <p>引き続き主治医意見書の期間内回収を目指し、電話および文書による督促を行うほか、今後は主治医意見書の期間内提出についてさらに理解が得られるよう医療機関への周知に努めてまいります。</p>
保健福祉部 地域福祉課	<p>【成年後見センター運営事業】 函館市成年後見センターにおける委託業務外の業務である日常生活自立支援事業の混在を解消し、センター職員が委託業務に専従できる体制に改めること。</p>	117	<p>日常生活自立支援事業については、利用者が将来的に成年後見制度の利用に移行すると考えられるなど、成年後見制度と密接な関係にあることもあり、当該業務をセンター職員が行っているケースがありますが、今年度から日常生活自立支援事業の窓口を社会福祉協議会内に設置するとともに、相談を進める中で、日常生活自立支援事業での支援が必要と判断された時点で、担当窓口へ対応を移管するなどセンター職員が委託業務に専従できる体制に改めました。</p>

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
保健福祉部 <small>地域包括ケア推進課</small> 財 務 部 財 政 課	<p>【生活支援体制整備事業】 第1層生活支援コーディネーター業務にかかる委託契約における委託料は、前金払とされているものの、委託契約書において精算を前提とした条項が存在するにも関わらず、平成28年度（2016年度）および平成29年度（2017年度）の委託業務実績報告書には収支精算書が添付されておらず、委託料の額を確定することができない状況にあったと認められる。</p> <p>収支精算書を確実に提出させたいと確認し、委託料の額を確定するよう改めるべきである。</p>	128	<p>当該委託契約書においては、委託業務完了時に実績報告書を提出させ、額を確定し通知するなど、概算払いの精算に相当する条項が設けられており、今回指摘のあった収支精算書の提出を要するものと読み取れる内容となっておりますが、本来、前金払は契約金額が確定していることが前提であるため、概算払のように精算は伴わないものであり、当該業務においても、これまで、提出された成果品や業務完了報告書をもって、会計規則第58条の2に基づいた履行確認を行った結果、契約の履行がなされ、金額に異動がなかったことから、委託料の返納等が生じていないところであります。</p> <p>なお、今回の指摘の内容を踏まえ、地方自治法施行令や会計規則に基づいた委託契約・事務手続が行われるよう全庁あてに「前金払に係る委託契約について」（令和元年（2019年）9月2日付財政課長通知）を通知したほか、今年度の当該業務の委託契約書については、収支精算書の提出を要するものと誤認されないよう、契約変更（令和元年（2019年）9月12日付）により条文を修正いたしました。</p>
保健福祉部 高齢福祉課	<p>【介護予防普及啓発事業】 簡易認知機能確認スケール「あたまの健康チェック」実施事業の業務委託契約は、3Eの観点からみて著しく不当であり、契約内容や実施方法を改めるべきである。</p>	138	<p>平成31年度（2019年度）の委託契約においては、費用対効果の観点から、前年度実績を踏まえた受検者数を設定し、この受検者数を上回った場合は出来高払いとする契約に改めました。</p> <p>実施方法についても、電話での申込みを可能としたほか、認知症カフェや健康づくり教室、高齢者宅への訪問活動などの場面で対面式テストを実施するなど、受検者増に向けた取り組みを進めてまいります。</p>
保健福祉部 高齢福祉課	<p>【地域住民グループ支援事業】 地域型介護予防体操教室に関する委託契約書について、随意契約理由書が作成されていない。</p>	142	<p>受託者を公募により選定した場合、契約初年度は随意契約理由書の作成は不要であると解釈をしていたため、平成31年度（2019年度）の委託契約から、随意契約理由書を作成するよう改めました。</p>

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
保健福祉部 地域包括ケア推進課	<p>【地域包括支援センター運営事業】 地域包括支援センター事業の委託契約を随意契約により締結する要件が満たされておらず、随意契約理由書にも不備がある。</p>	159	<p>平成30年度（2018年度）から、次年度の各センターの委託の更新について、センター運営協議会において承認を得ることとしたほか、承認を得たことを随意契約理由書に記載するよう改めました。</p>

平成30年度（2018年度）包括外部監査の結果に基づく措置
 （特定の事件名 高齢者福祉に関する事務の執行について）

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
保健福祉部 介護保険課 財 務 部 債権回収対策室	<p>【介護保険料の滞納対策について】 分納誓約の活用や債権回収対策室との連携、実践的なマニュアルの作成等により、滞納保険料に対する適切な債権管理を実施し、公平な保険料徴収を実現されたい。</p>	53	<p>平成31年（2019年）4月に介護保険料収納対応マニュアルを作成し、適切な債権管理について介護保険料担当職員間で共有し今後の業務に活用することといたしました。</p> <p>また、滞納保険料に対する適切な債権管理については分納誓約を有効活用するとともに、預貯金調査や差押等を適切に行いながら、必要に応じて債権回収対策室と連携を図り、公平な保険料徴収を行ってまいります。</p>
保健福祉部 介護保険課	<p>【介護保険料の減免について】 保険料の減免制度の利用拡充に一層努力されたい。</p>	54	<p>現在も、前年度対象者への案内を実施しているほか、各種通知文書や広報等を活用し、制度の周知を十分に行っているところであります。</p> <p>今後も引き続き周知に努めてまいります。</p>
保健福祉部 介護保険課	<p>【訪問調査における調査委託について】 調査委託における利益相反の防止について明文化した規定を定めることを検討し、調査の公正適正が客観的に担保されるよう努められたい。</p>	72	<p>利益相反の防止のため、認定調査員が所属する事業所（施設）が、主治医が所属する事業所（施設）と同一とならないように委託をするよう努めております。</p> <p>また、要介護認定の更新時には、原則前回委託した事業所へは調査委託せず、新たな事業所へ委託するよう努めております。</p> <p>今後は利益相反の防止を徹底するため、明文化に向けた調査および研究に努めてまいります。</p>
保健福祉部 介護保険課	<p>【主治医意見書について】 主治医意見書を期間内に回収するための督促手続の整備、医療機関への周知徹底を図り、速やかな介護認定手続の実現に一層の努力をされることを求める。</p>	72	<p>主治医意見書を期間内に回収するために電話による催促、文書による督促を行っているところでありますが、今後は期間内提出について医療機関への周知により一層努めてまいります。</p>

監査対象 部局等	意見の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
保健福祉部 介護保険課	<p>【介護認定審査会について】 介護認定審査会の合議体毎の判定状況の格差を解消する方策を速やかに実施されたい。</p>	73	<p>函館市介護認定審査会正副委員長会議において、各合議体の正副委員長に実情を示し、各合議体間で意見交換するなどして判定基準について、認識を深めてまいります。</p>
保健福祉部 介護保険課	<p>【要介護認定適正化について】 要介護認定適正化の取組にあたっては、認定審査会の合議体間の差異の分析、一次判定から二次判定の間の軽重度変更の差などの分析検討を実施し、より公正・適正な要介護認定の実現に努められたい。</p>	83	<p>認定状況については、毎月データの分析を行い、函館市介護認定審査会正副委員長会議において分析結果について報告し、その報告に基づいて各正副委員長において介護度の変更の差異について意見交換しており、今後も公正、適正な要介護認定の実現に努めてまいります。</p>
保健福祉部 介護保険課	<p>【ケアプランの点検について】 ケアプラン点検の実施件数を実効的なものとし、ケアプラン点検の結果分析を現場にフィードバックする枠組みを作成するなど、事業目的に即した改善をされたい。</p>	84	<p>ケアプラン点検の実施件数を計画的に増やすとともに、ケアプラン点検業務を専門家に委託することにより、介護支援専門員への適切な助言および研修を実施し、本市におけるケアプランの質の向上を図ってまいります。</p>
保健福祉部 介護保険課	<p>【住宅改修の点検について】 住宅改修の点検について、現地確認の件数を増加されたい。</p>	85	<p>住宅改修の点検につきましては、現地確認の件数を増加する方法を検討するとともに、次期計画策定の際には本意見を考慮し、計画値の見直しを行います。</p>
保健福祉部 介護保険課	<p>【介護給付費通知について】 平易な説明文書を同封するなど、通知を受け取った利用者が通知の内容を理解できるように工夫し、事業の有効性の観点からさらなる改善を検討されたい。</p>	85	<p>給付費通知について、通知書自体が封筒の形態をしているため、現在の仕様では説明文書を同封することは難しいものの、給付費通知に注意点を記載するなど、記載事項を工夫し改善いたします。</p>

監査対象 部局等	意見の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
保健福祉部 指導監査課	<p>【指導監査全般について】</p> <p>指導監査の専門性に鑑み、さらなる効率的な指導監査が行われるよう、指導監査に関する指針・マニュアル等の充実化を図り、実効性のある指導監査体制の構築を目指されたい。</p>	99	<p>介護保険施設等監査事務マニュアルに基づく事務の具体的な処理の方法、考え方、過去の事例の詳細など職員用のマニュアルを作成いたします。</p> <p>さらなる効率的な指導監査のため、国の基準や通知等には記載されていない細部の事務の取扱いに関して事業所から問い合わせがあった場合の回答について、一定期間分をとりまとめて都度公表することで、市内部の情報共有とともに事業所への情報提供を行います。</p> <p>また、これまで職員が個々に蓄積してきた指導監査ノウハウについて、マニュアル化を図ります。</p>
保健福祉部 指導監査課	<p>【介護保険サービス事業者等の指導監査について】</p> <p>介護保険サービス事業者等の指導および監査に関し、改善状況報告書の提出期限が容易に確認できるよう、指導監査関係書類綴りに、指導結果通知書の写しを編綴されるよう改善されたい。</p>	100	<p>監査および実地指導における改善状況報告書の提出期限が容易に確認できるよう、指導監査関係書類綴りに、指導結果通知書の写しを編綴いたしました。</p>
保健福祉部 地域包括ケア推進課	<p>【医療・介護連携支援センター事業】</p> <p>さらなる機能の強化および広報等に力を入れ、函館市医療・介護連携支援センターが有効に活用されるよう努力されたい。</p>	104	<p>ホームページに地域の医療・介護資源の詳細な情報を掲載するほか、「はこだて医療・介護連携サマリー」などについて、利用状況のモニタリングを行い、より医療・介護関係者が活用しやすいサマリーへの改善を図るなど、医療と介護の連携強化に努めます。</p> <p>また、高齢者大学や出前講座への参加、センターのリーフレット配布など、センターについて広く周知し、在宅医療などの相談窓口として、より多くの市民の方に活用されるよう努めます。</p>
保健福祉部 高齢福祉課	<p>【認知症地域支援事業】</p> <p>今後の事業の実施に関し、委託先となる各地域包括支援センターと十分な連携を図られたい。</p>	107	<p>当事業を委託している各地域包括支援センターとは定期的に連絡会議を開催し、現在、認知症カフェの開催や広報資料の作成などについて協議を重ねておりますが、今後についても、認知症の方やその家族への支援体制の構築に向け、十分に連携を図ってまいります。</p>

監査対象 部局等	意見の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
保健福祉部 高齢福祉課	<p>【成年後見制度利用支援事業】 本事業が有効に機能するよう、制度の運用改善と周知・啓発、相談・支援体制の整備、目標値の設定および各課の連携の強化等について努力されることを強く求める。</p>	111	<p>当事業については、対象者要件の明確化など、実施要綱を全部改正（平成31年4月1日施行）し、市民により利用しやすい制度に見直しをいたしました。</p> <p>今後は、成年後見センターや関係機関など支援関係者によるケース会議の開催を通じ、支援関係者間の共通認識のもと適切な支援に努めるとともに、見直し後の制度について市民への周知に取り組むなど、当事業の利用促進に努めてまいります。</p>
保健福祉部 地域福祉課	<p>成年後見制度に関する相談から制度の利用に至るまでのワンストップでの相談窓口という目的に資する活動ができるよう、専門機関としての機能を強化するとともに、目標値の設定や函館市関係各課との連携も含めて、函館市成年後見センターの活動内容を見直されることを強く求める。</p>	120	<p>成年後見センターの機能強化については、平成30年度（2018年度）に函館市成年見制度利用促進基本計画を策定し、センターを地域連携ネットワークの中核機関として位置付けるとともに、機能強化を図ることとしたところであり、今後は弁護士会、司法書士会、社会福祉士会をはじめとする関係団体および庁内関係課との連携を図りながら、専門機関ならびに中核機関としての機能強化に努めることとしております。</p> <p>当該計画の計画期間は10年としており、中間年には施策の実施状況などを確認し後期に向けた評価を行うこととしていることから、目標値の設定については、その際に検討いたします。</p>
保健福祉部 地域包括ケア推進課	<p>【介護予防・生活支援サービス事業】 訪問型サービスAおよび通所型サービスCについて、利用実績が極めて低いため、制度内容を抜本的に見直すべきである。</p>	125	<p>平成31年度（2019年度）から、訪問型サービスA、通所型サービスCとともに、事業所がサービスを提供しやすくなるよう、職員配置の要件の考え方を見直し基準を緩和したほか、報酬面では処遇改善加算するなどして見直しを行いました。</p>

監査対象 部局等	意見の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
保健福祉部 地域包括ケア推進課	第1層生活支援コーディネーター業務について、コーディネーターの専任化について検討されたい。	129	コーディネーター業務は、地域に不足するサービスの創出や、関係者間の連携の体制づくりなど多岐に渡るため、それに付随する業務も含め、専任で実施することは困難であると考えておりますが、まずは人口規模がある程度大きな自治体での実施状況等を確認したうえで、適切な業務委託の形態について調査・研究をしてまいりたいと考えております。
保健福祉部 地域包括ケア推進課	【訪問型サービスA従事者養成事業】 訪問型サービスAの制度内容見直しと同時に、養成研修のあり方についても見直すべきである。	132	訪問型サービスAの従事希望者だけでなく、介護の仕事に興味・関心がある方や、介護事業所へ復職したいと考えている方も当研修の受講対象としたほか、研修会終了後に修了者と介護事業所との懇談の場を設けて就業意欲を高めるなど、1人でも多くの介護人材を育てる事業（介護サービス従事者養成事業）として、平成30年度（2018年度）から内容の見直しを行いました。
保健福祉部 地域包括ケア推進課	本事業の業務委託時の見積書と、精算時の決算内訳書の消耗品費の額に大きな差異があり、精算にあたっては十分なチェックがなされるべきである。	132	平成30年度（2018年度）の実績の確認において、業務委託時の見積書の内容と、決算内訳書の内容とを比較いたしました。なお、両者に大きな差異は見られなかったところであります。
保健福祉部 高齢福祉課	【高齢者等在宅生活支援事業】 屋根の雪おろしサービスについて、東部地区においてもサービス提供が可能となるよう、事業者の公募を実施することを検討されたい。	145	屋根の雪下ろしに対応している民間事業者と東部地区でのサービス実施や受託条件等について協議したうえで受託者を公募するなど、東部地区でのサービス提供に向け、検討を進めてまいります。
保健福祉部 高齢福祉課	社会福祉法人函館市社会福祉協議会との委託契約における「函館市高齢者等在宅生活支援事業委託業務仕様書」について、見直しを行われたい。	146	移送用車両に係る経費負担の実態に即し、平成31年度（2019年度）の委託業務仕様書および自動車使用貸借契約書において、任意保険料や車検費用等は市の負担とする旨の記載に改めました。

監査対象 部局等	意見の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
保健福祉部 高齢福祉課	<p>【高齢者生活援助員派遣事業費】 高齢者生活援助員派遣事業が十分に活用されるよう、対象者のみならず介護保険サービス事業者、各地域包括支援センター等へさらなる広報を行われたい。</p>	148	<p>今後も市・地域包括支援センターの広報紙や出前講座等により市民への広報に努めるとともに、居宅介護支援事業所等に対しては、研修会等の機会を通じ、当サービスを含む高齢者福祉サービス全般について、制度周知による利用促進を図ってまいります。</p>
保健福祉部 地域福祉課	<p>【在宅福祉ふれあい事業】 函館市社協において、本事業を担う在宅福祉委員・在宅福祉委員会に対してアウトリーチをもって具体的支援をする職員の増員等の対応が必要と考えることから、函館市としてもそのための指導・支援をされたい。</p>	151	<p>在宅福祉委員会は、これまで町会等を中心に担い手を確保してきたところでありますが、委員会の休止・廃止の主な要因は、町会等の担い手の高齢化であることから、今後、社会福祉協議会と連携した中で、町会等の枠を越えた新たな担い手の確保について検討してまいります。</p>
保健福祉部 地域包括ケア推進課	<p>地域包括支援センターの職員配置基準および委託料のさらなる見直しを行うべきである。</p>	162	<p>平成30年度（2018年度）から、センター職員の配置基準および委託料の大幅な見直しを行い、各センターの収支は前年度以前からは大幅に改善されたものと考えておりますが、各センターの決算の内容や、管理者に対する運営状況のヒアリング等を通じ、見直しを継続的に検討してまいります。</p>
保健福祉部 地域包括ケア推進課	<p>【福祉コミュニティエリア整備事業】 福祉コミュニティエリア内の広域型特別養護老人ホームの入居遅延および現在の入居状況は、函館市介護保険事業計画に照らして大きな問題であり、函館市としても主体的かつ適切な対応を行うとともに、今後の施設・居住系サービス基盤の整備のあり方について、介護人材確保方策も含めた総合的な検討を行うべきである。</p>	168	<p>広域型特別養護老人ホームの入居が進まない主な原因である介護人材不足については、福祉コミュニティエリアのみならず、函館市全域の介護事業所の課題であることから、介護人材の養成学校や職能団体などの関係機関と協力し、介護人材の確保に努めるとともに、今後の施設などの基盤整備の在り方などについても継続的に検討してまいります。</p>

監査対象 部局等	意見の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
保健福祉部 地域福祉課	<p>【「ふらっとDaimon」運営業務】 函館市としても、今後とも本事業の実施場所の確保に努められたい。</p>	170	<p>株式会社中合棒二森屋店は、平成31年(2019年)1月末に閉店いたしました。アネックス館については、同年2月にテナントビルとして開業したことから、「ふらっとDaimon」運営業務については、令和4年1月まで現在の実施場所での運営を予定しております。</p> <p>その後の対応については未定であります。引き続き、高齢者をはじめとする地域住民の交流や憩いの場の確保に努めてまいります。</p>
保健福祉部 地域福祉課	<p>【高齢者交通料金助成事業】 今後の利用実績を注視するとともに、引き続きシステム改良の検討を行い、申請や利用の方法についての広報に注力されたい。</p>	174	<p>交通料金助成事業の利用実績につきましては、平成31年(2019年)4月の助成額が、新助成制度の開始となった前年同月と比べて2倍以上に増加しており、旧助成制度の磁気カードの使用からICカードへの切替が進むとともに、利用者に新制度の利用方法が浸透してきたものと考えております。</p> <p>今後におきましても、引き続き利用実績を注視するとともに、助成説明会の開催や、市広報誌およびホームページへの掲載を行い、新たに助成対象である70歳になる方には助成制度の案内を個別に送付するなど、広く制度の周知を図ってまいります。</p>
保健福祉部 地域福祉課	<p>【老人福祉センター運営事業】 函館市は、湯川・谷地頭・美原の3老人福祉センターを一括して、1社の指定管理者を指定しているが、将来的には3センター一括募集の必要性について再検討されたい。</p>	177	<p>3老人福祉センターの指定管理者の公募につきましては、効率的な事業の推進やコストの縮減、サービスの均一性などを期待し、3センターを一括して募集しております。</p> <p>今回の公募は、令和4年(2022年)に行う予定ですが、各施設のサービスの質の向上等を考慮し、公募の形態を検討してまいります。</p>

監査対象 部局等	意見の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
保健福祉部 高齢福祉課	<p>【老人保護費】 高齢者虐待防止のため、今後も「やむを得ない事由による措置」を積極的に活用されたい。</p>	182	<p>今後におきましても、高齢者が養護者による高齢者虐待から保護される必要がある場合には、関係機関と連携を図りながら、迅速・適切に養護者からの分離や老人福祉法に基づくやむを得ない措置を適用し、虐待を受けた高齢者の保護を行ってまいります。</p>
保健福祉部 高齢福祉課	<p>【「食」の自立支援事業】 東部地区においてもサービスの提供が可能となるよう、本事業の受託者募集要項の記載を改められたい。</p>	184	<p>平成31年度（2019年度）の受託者募集要項において、配食エリアを東部地区またはその一部地区のみでも応募可能といたしましたが、今後、東部地区でのサービス提供に向け、東部地区に所在する介護施設などに配食実施の働きかけを行うなど、検討を進めてまいります。</p>
保健福祉部 高齢福祉課	<p>食の支援事業について、委託料単価および利用者負担額について再度検討されたい。</p>	185	<p>当事業の実施根拠である介護保険法に基づく「地域支援事業実施要綱」では「食材料費及び調理費相当分は利用者負担とすることを基本とする」としており、受託者の決算資料などから、現在、利用者負担額を1食400円と設定しておりますが、利用者の栄養管理の面で当該金額が妥当かどうか、併せて、委託料（1食508円）が配達や見守り等の経費として適正かどうか、他都市の実施状況なども踏まえながら検討を進めてまいります。</p>
保健福祉部 高齢福祉課	<p>【シルバーハウジング生活援助員派遣事業】 生活援助員の提供したサービスについて、数値が記載された実績報告書を確認するだけでなく、日報等の定期的な提出を求める等の方法により、実質的なサービスの提供内容に関する確認を行われたい。</p>	188	<p>今後においては、事業終了後の実績報告書のみならず、生活援助員が提供したサービスの具体的内容を把握するため、四半期毎に業務日報の提出を求め、委託業務遂行の確認に努めてまいります。</p>

監査対象 部局等	意見の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
保健福祉部 地域包括ケア推進課	<p>【介護職員研修受講促進支援事業】 介護職員研修受講促進支援事業は、介護人材確保のために有効な事業ではあるが、初年度の実績は予算をはるかに下回っているため、事業内容のさらなる周知と改善に努められたい。</p>	189	<p>介護保険施設等集団指導や介護事業所向けの研修等、多くの事業者が集まる場を活用してリーフレットを配付し、説明や周知の機会を確保するほか、事業者に対し、Eメールや電話により情報発信し利用を勧奨するなど、周知の強化に努めてまいります。</p>
保健福祉部 地域包括ケア推進課	<p>介護保険制度の持続的な維持のためには、介護人材の確保が最重課題であるところ、現状における函館市の人材確保・育成事業は、効果的な事業と評価し難い。若年世代の地元定着を促進する総合的かつ効果的な政策を検討するとともに、個別の就業に結びつく具体的な方策を立案し、労働環境や処遇の改善を国・道とともに積極的に行うことを要望する。</p>	191	<p>若年世代の地元定着を促進する政策については、介護分野に留まらない総合的な施策となることから、関係部局との連携を図るほか、介護事業所の職能団体や、介護福祉士養成学校の代表者など、現場の方からの意見やニーズを伺いながら、効果的な施策の検討を行ってまいります。</p> <p>また、就労を希望する潜在的な介護人材を対象に、セミナーや職場体験、合同就職面接会が一体となったマッチングの機会を提供し、個別の就業の促進を図るほか、介護助手の活用を促進し、介護現場の労働環境の改善に努めてまいります。</p>
保健福祉部 介護保険課	<p>【家族介護慰労事業】 函館市によるアウトリーチの取り組みを今後も継続されるとともに、他の事業にも同様の取り組みを拡大させることを求める。</p>	193	<p>本意見を踏まえ、他事業にも取り組みを拡大できるよう考慮いたします。</p>
保健福祉部 介護保険課	<p>【障害者ホームヘルプサービス利用者支援事業】 障がい保健福祉課との連携を図って情報共有を行い、対象者の把握に努め、アウトリーチの取り組みを進めることを検討されたい。</p>	195	<p>障がい保健福祉課との連携を図り、必要な支援を提供できるよう努めてまいります。</p>